

今を未来に



学ぶことが楽しい学校 だいすき・つながる・じっくり・やってみる・すこやか・まなぶ



新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日をもって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行しました。

これまで、新型コロナウイルス感染症対策から制限されてきた教育活動については、その必要性を十分に検討したうえで、積極的に実施していくことが求められています。市教育委員会が示す「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について」をもとに、以下のように教育活動に取り組んでいきます。

不明な点等ありましたら、学校までお尋ねください。(Tel 339-0006)

1 学校における感染症対策の基本的な方針

- ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握（毎日の体温チェック等の提出は必要なし）
- ・ 適切な換気の確保（常時2方向、廊下の窓も開ける）
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

2 教育活動について

感染状況が落ち着いている平時は、教育活動において上記1に沿って教育活動を行います。

地域や学校において感染が流行している場合などは、感染リスクが比較的高い学習活動については、活動の場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること 等の措置を一時的に講じる。

※ 感染が流行している場合とは、自校が、学級・学年・学校閉鎖の対象となった場合とする。

※ 感染リスクが比較的高い学習活動の例

- ・ 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」 【共通】
- ・ 「児童がグループで行う実験や観察」 【理科】
- ・ 「児童が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの演奏」 【音楽】
- ・ 「児童が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」 【図画工作】
- ・ 「児童がグループで行う調理実習」 【家庭】
- ・ 「組み合ったり接触したりする運動」 【体育】 等

その他、医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童等や保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童等については、授業等への参加を強制せずに、児童等や保護者の意向を尊重します。

3 児童の登校の扱いについて

(1) 児童が新型コロナ陽性になった場合の出席簿上の扱いや出席停止期間等について

	欠席理由	期間等	出席簿上の扱い
1	本人が新型コロナ陽性になった場合	発症日を0日として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨される。	出席停止
2	本人に発熱等の風邪症状がみられる場合 ※学校において予防すべき感染症と診断されていない場合		病欠
3	新型コロナウイルスワクチン接種のために、病院受診する場合		事故欠
4	新型コロナウイルスワクチン接種後に、副反応症状が出ている場合		病欠
5	感染が不安で欠席する場合		事故欠 ※同居家族に基礎疾患があるなど合理的理由があると校長が認める場合は出席停止

(2) 児童の同居家族に発熱等の体調不良者がある場合、登校を控える必要はありません。

(3) 同居家族が陽性になった児童は、濃厚接触者の特定と行動制限は行われないことから、出席停止にする必要はありません。

(4) 出席停止の判断基準について

- ・ 児童生徒の感染が判明した場合
- ・ 感染不安を理由に学校を休んでも、校長が合理的な理由があると判断した場合
※合理的な理由とは、
- ・ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて他に手段がない場合
- ・ 医療的ケアを必要とする児童等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童について、主治医の見解を保護者の方と確認の上、登校すべきでない判断した場合など

4 やむを得ず学校に登校できない児童に対する学習保障について

一定の期間、児童がやむを得ず学校に登校できない場合などは、ICT 端末（タブレットパソコン）の活用も行い、効果的な学習保障を行います。

5 授業や学校行事等について

感染が流行している場合を除いては、以下のような活動について、子どもたちの思い等を大切にしながら、再開していきます。

- ・ 多様な集団編成による学習教科の授業でのグループ別学習、学級活動や児童会活動での同学年や異年齢による集団活動等
- ・ 全校一斉参加を伴う学校行事
- ・ 休み時間や給食等における児童の交流